

出品・落札規程

1.(出品申込み)

出品の申込みは、出品申込書に必要事項を正確に記入して、搬入車両のダッシュボードに置き場内整備員の指示に従って搬入して下さい。

2.(出品申告義務内容)

出品店は、車両の出品に関して、出品申込書に下記の事項を正確に申告しなければなりません。

- 年式(国内初年度登録とする)、車名、形状、グレード
- 型式、排気量、乗車定員、最大積載量
- 輸入車の場合は、モデル年式(製造年)の記載無きものは、ディーラー車・並行車に関わらずモデル年式不明とみなします。
- 国産車のモデル(製造年)について、モデルチェンジ又はフルモデルチェンジ後6ヶ月以上(年をまたいでいる車輛に限る)違う場合は、その旨を申告する義務があるとする。
- 輸入車の場合は、ディーラー車、並行車の申告無きものは、並行車とみなします。
- 車歴(自家用、レンタカー、事業用、特殊用途車等)
- 登録番号、車台番号、車検満了月
- 走行距離
 - 1) 未記入の場合は、積算距離計の数値をその車両の実走行距離とみなします。
 - 2) メーター改ざん車・・・「*」(アスタリスクマーク)
過去の記録等により走行メーターが巻き戻されている事が確認できる場合は現在の表示距離を出品票に記入し、「*」を付け、注意事項欄に「メーター改ざん車」と記入して過去の距離歴を記入すること。
 - 3) メーター交換車・・・「\$」(ドルマーク)
新品メーター交換歴のあるもので、認証又は、指定工場の記録証明があるものは、合算距離を出品票に記入し「\$」を付け、注意事項に「メーター交換車」と記入して、交換前距離と日付及び現在の表示距離を記入すること。
 - 4) 走行不明車・・・「#」(シャープマーク)
「メーター交換車」「メーター改ざん車」以外で推定できる根拠がないが走行距離不明の場合は現在の表示距離を出品票に記入し「#」を付け、注意事項に「走行不明車」と記入すること。
 - 5) メーター交換歴のあるものでも、認証又は、指定工場の記録証明がないもの及び、中古メーター交換されているものは、現在の表示距離を出品票に記入し「*」を付け、注意事項欄に交換の日付・推定合算距離を記入し、「メーター改ざん車」と記入して出品すること。
- 色(極力カラーナンバーを記入して下さい)、色替えの場合は、元色と色替え後の色を記入して下さい。
- 譲渡書類の有効期限が翌月末日を満たさない場合は書類規定に基づきその有効期

日を記入して下さい。

- シフト（フロア5速、フロアAT、コラムAT等）
- 冷房（AC、AAC、WAC、クーラー等）
- 燃料（ガソリン、軽油、LPG等）
- 改造車、構造変更車（各変更内容を記入）
- 希望出品コーナー名
- 修復箇所
- タイヤの残り山、スペアタイヤ、ジャッキ、工具の有無
- 機関、機構上の不具合
- 特別仕様車、限定車、地域限定車等
- レスオプション、欠品部品、規格外部品等
- 内外装のキズ、凹凸、汚れ等
- 職権打刻車（輸入車の再打刻車を含む）は、その旨を申告して下さい。
- 災害車等

3.（出品コーナー）

各出品コーナーの定義については、別表2の通りです。

4.（セリ順）

出品車両のセリ順については、別表3の通りです。

5.（搬入時間）

前日出品...水曜日 午後 5時まで

当日出品...木曜日 午前 11時まで

別表4を参照下さい。

6.（車両の搬出）

（1）流札車両及び、落札車両の搬出期限は、次の月曜日午後5時までとします。流札車両の場合、この期限内に搬出されない車両は、次開催への再出品車両とみなし、出品料が発生します。

（2）落札車両は、翌週火曜日より、週10,000円の駐車ペナルティーを徴収します。

尚、その間に発生した事故、損傷等に関しては、JU愛知は一切の責任を負いません。

（3）出品車両、落札車両、流札車両のいずれにも該当しない放置車両は、1週間を経過した時点で強制的に処分をし、その後、所有者が判明した場合は駐車ペナルティーと処分費用を請求します。

RCコーナーの搬入・搬出は、事務局営業時間内とさせていただきます。

（4）アタック成立の落札車両の搬出期限は、当該車両落札日を含む4日後午後5時までとします。

7.(出品車両の価格調整)

- (1) 出品車両のスタート価格、希望価格は出品申込書の所定の欄に記入して下さい。
- (2) 価格調整は、オークション当日、調整室において出品店の申し出によって行いますが、申し出の無い場合は、コンダクター権限において最終応札が次に達した場合は成約とします。

希望価格の下 30,000円。

代行価格の下 10,000円。

尚、双方記入がある場合は、代行価格が優先します。

8.(強制解約)

出品店、落札店双方の都合による売買契約解除は、当該車両の売買契約後1時間以内に限り可能とします。但し、アタック成立の場合は、成約日翌営業日正午まで可能とします。これら場合、売買契約解除を申し出た側が、50,000円のペナルティーと出品料・成約料並びに落札料も合わせて支払うこととします。尚、商談成立の場合並びに、アタック成立で落札店都合によるもので当該車両搬出済みの場合は、一方的な都合による売買契約解除は出来ないものとします。

9.(商談)

- (1) 商談の申込みは、最終応札価格の20,000円以上より申込みが出来ることとします。

但し、無応札車両の場合は、スタート価格の20,000円以上より申込みが出来ることとします。

売切りコーナーに限っては、スタート価格の1,000円以上より申込みが出来ることとします。

- (2) 会員が流札車両の購入を希望する場合は、オークション終了時までには商談を申し込むことが出来ます。

但し、当該車両の流札が決定してから10分間は第1位から第3位応札者が商談申込み権利を有します。

- (3) 商談は、申込者が提示した希望購入価格を相手側が了解した時点で成立することとします。

但し、商談申込みに対し出品店が提示した希望価格を申込者が了解した場合でも成立したこととします。

10.(アタック)

- (1) オークション流札した車両については、次回オークションへ再出品することを条件に出品店が希望価格を公開し、アタックへ出品することが出来る。

- (2) アタックへの出品は、流札車両のセリ最終応札価格以上より、申込みが可能であり、専用システムへ入力することにより、オークション流札時より翌週17:00までの間、出品出来るものとする。但し、この間の車両搬出並びに、商談受付けは出来ないものとする。

- (3) 会員が購入を希望する場合は、掲載期間内において、専用システムを利用することにより購入できるものとする。
- (4) アタックは、購入側の申込者が専用システム上で了解した時点で成立することとします。

1 1 . (出品・落札店変更)

出品店及び落札店変更は原則認めません。但し、J U 愛知が認めた場合はこの限りではない。